

環 境

| | |
|------------------|-----|
| 1. 環 境 保 全 | 117 |
| 2. 環 境 衛 生 | 127 |
| 3. 清 掃 | 130 |

▶ 資源物回收優良団体表彰式



環 境

環境保全については、良好な環境を将来にわたって保全、創造していくため、地球温暖化対策の推進、公害防止に関する監視体制や規制・指導の強化、自然とのふれあいの増進等を総合的かつ計画的に実施している。

環境衛生については、きれいな住みよいまちづくりを進めるため、衛生組織等と連携して環境美化に対する意識啓発などに取り組むとともに、墓地の施設整備や環境整備等を実施している。

清掃行政については、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を目指して、ごみの減量化・資源化のための諸施策を総合的に実施するとともに、万全の公害防止対策のもと、ごみ・資源物の適正処理を行っている。

1 環境保全

(1) 生活環境の保全

① 概 要

本市では、現在中核市として各種環境法令に基づく発生源の規制及び指導並びに大気及び水質に係る常時監視を行っている。

また、昭和52年に制定した「公害未然防止指導要綱」による開発行為・建築確認等に伴う事前協議の実施、昭和61年に制定した「生活排水対策推進要綱」による小規模事業所や家庭からの生活排水対策の推進、平成元年度に策定（平成9年度改定）した「水環境計画」による良好な水環境の保全・創造に向けた総合的な施策の推進など、本市独自の取り組みにより、産業活動に伴う公害は著しく低減されるとともに、河川の水質をはじめ本市の環境は全般的に改善されてきている。

しかしながら、一方で、都市化の進展や生活様式の変化などにより、自動車公害、近隣騒音などの都市・生活型の環境問題が生じるとともに、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動に伴う環境への負荷の増大による地球温暖化やオゾン層の破壊等地球規模の環境問題も生じている。

いまや環境問題は人類の生存基盤にも影響するほどの重要課題として認識され、地域の実情に応じた循環型社会の構築が課題となっている。

このような現状を踏まえ、平成15年度に市、事業者、市民が共通に認識すべき基本となる考え方を基本理念として定め、それぞれの責務を明らかにするとともに、本市の環境施策の基本となる事項を定めた「鹿児島市環境基本条例」（平成16.4.1施行）を制定した。

この条例は、本市の環境施策を総合的かつ計画的に推進するための拠りどころとなるものである。

この条例の制定と合わせて、市民が健康で文化的な生活を営むことができるよう、事業活動や日常生活に伴って生じる環境への負荷の低減を図るため、「鹿児島市環境保全条例」（平成16. 4. 1 施行）を制定した。

同様に、樹木等の自然環境を保護し、自然との共生に関する意識の高揚を図るため、「鹿児島市保存樹等及び自然環境保護地区に関する条例」（平成16. 4. 1 施行）を制定した。

また、平成20年10月には、環境にやさしい持続可能なまち“かごしま”を築いていく「かごしま環境都市宣言」を行った。

さらに、平成24年3月には、「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」の構築を柱とした環境にやさしい持続可能なまちづくりを推進するとともに、環境と経済を一体的に捉えた環境政策を推進するため「第二次鹿児島市環境基本計画」を策定すると同時に、地球温暖化対策に関する施策を体系的に取りまとめた「鹿児島市地球温暖化対策アクションプラン」を策定し、今後は、この2つの計画に基づき、積極的に環境施策を進めていくこととする。

② 環境審議会

「鹿児島市環境基本条例」の規定に基づき、本市の環境の保全及び創造に関する基本的な事項等を調査審議するため、鹿児島市環境審議会を設置している。

審議会の委員は、学識経験者、公募委員等15人で構成。

③ 環境アドバイザーの配置

地球規模に広がる環境問題に的確に対応し、「循環と共生を基調にした環境文化都市」の実現を図るため、国内にとどまらず国際的な観点から、本市の環境施策に対して専門的な助言等を行う「環境アドバイザー」を配置している。

④ 環境パートナーシップ推進事業

ア 環境パートナーシップかごしま（通称：エコパかごしま）

よりよい環境を将来の世代に引き継いでいくため、市民・事業者・行政が協働して環境保全活動に取り組む「環境パートナーシップかごしま」の活動の促進・充実を図る。

イ 環境学習活動支援相談員の設置

市民や市民団体等の環境学習活動を支援するために、専門的なアドバイスやコーディネート等を行う環境学習活動支援相談員を配置している。（3人配置）

ウ 環境未来館サポーターの設置

市民との協働によるかごしま環境未来館の運営を推進するとともに、来館者に、より細やかなサービスを提供する。

エ 環境活動発表交流会の開催

環境活動に取り組んでいる市民団体等が、それぞれの取り組みを発表し、課

題や問題点を参加者で検討・共有することで、地域における環境保全活動を推進するとともに、パートナーシップの構築を図ることを目的に開催する。

⑤ かがしま環境未来館

市民及び事業者が環境について関心や理解を深め、日常生活や事業活動において自発的に環境保全活動を実践するとともに、その活動の輪を広げていくことを促進する。

| | |
|------|---|
| 所在地 | 城西二丁目1番5号 |
| 開館 | 平成20年10月10日 |
| 開館時間 | 午前9時30分～午後9時（日曜日、祝日は午後6時まで） |
| 休館日 | ・月曜日（祝日の場合はその後の最初の平日） ・12月29日～1月3日 |
| 敷地面積 | 10,162.44㎡ |
| 延床面積 | 2,992.52㎡ |
| 構造 | 鉄筋コンクリート造 2階建 |
| 駐車台数 | 普通車43台、バス4台 |
| 主な施設 | 1階 展示学習ゾーン、リユース・リサイクルショップ、リサイクル工房、食工房など 2階 多目的ホール、研修室、活動支援室 |
| 職員数 | 課長1人、係長1人、主査2人、主事3人、嘱託職員19人 計26人 |
| 事業 | ・環境学習の推進 ・環境情報の収集・提供 ・環境学習・環境保全活動の支援 ・人材育成 ・リユース・リサイクル活動の促進 |

⑥ かがしま環境未来館事業の推進

ア 環境学習講座の実施

環境問題について楽しく学べる、参加体験型の環境学習講座を市民や、子ども、企業等に向けて実施する。また、平成24年度から、環境未来館講師派遣事業を実施している。

イ かがしま環境未来館広報事業

かがしま環境未来館の利用促進を図るため、館の目的や機能、事業内容をリーフレット、未来館だよりなどで広報・周知する。

ウ かがしま環境未来館イベント・企画展の開催

広く市民の環境への関心を喚起し、行動につながるようなイベント（甲突川リバーフェスティバル・環境アートフェスティバル）や企画展を開催する。

エ 環境子どもサミット開催事業

次代を担う子どもたちが環境問題について話し合う環境子どもサミットを開催する。平成25年度は、四市連携事業の一つとして、福岡、熊本及び北九州市の子どもたちも参加する。

オ かしま環境未来館環境情報システム運営事業

家庭や事業所、学校等に環境に関するあらゆる情報を分かりやすく伝えるとともに、楽しく学べる学習教材等を提供することにより、環境学習の促進、環境保全活動の支援を行う。

カ 地域まるごと環境未来館創造事業

地域で環境保全活動に取り組んでいる市民団体や事業者等を、環境未来館サテライトとして登録し、各団体間のネットワークの構築を図る。また、サテライト等と協働したイベントや講座を各地域で開催する。

⑦ 地球環境保全施策の推進

ア 地球温暖化対策推進事業

「鹿児島市地球温暖化対策アクションプラン」に基づき、市民や事業者等と一体となって、地球温暖化対策を推進する。また、緑のカーテンの公共施設への率先導入を推進するとともに、市民・事業者等の取組を支援する。

イ 電動アシスト自転車普及促進事業

電動アシスト自転車を購入する市民に対して補助を行うことにより、自動車から電動アシスト自転車への転換を図り、自動車使用に伴う温室効果ガス排出量の削減を図る。

補助率 購入価格の1/3

補助上限 2万円

補助件数 600件

ウ 電気自動車普及促進事業

電気自動車の購入に対して補助を行うことにより、電気自動車の普及を促進し、温室効果ガス排出量の削減を図る。

補助額 15万円/1台

補助件数 30件

エ 環境対応車に係る駐車場の使用料減免措置

環境対応車の普及促進を図るため、環境対応車（ハイブリッド自動車、天然ガス自動車、電気自動車、プラグイン・ハイブリッド車に限る）を対象に、市の公共施設駐車場（平川動物公園、市民文化ホール、鴨池海づり公園駐車場）を利用した場合の駐車場の使用料を免除する。

オ 太陽光発電導入促進事業

再生可能エネルギーを有効に利用し、発電時に二酸化炭素などの温室効果ガスを全く排出しないクリーンな住宅用太陽光発電システムの導入促進を図るた

め、設置費用の一部を補助する。

| | | |
|------|------------|------------|
| | (個人住宅用) | (共同住宅用) |
| 補助単価 | 30,000円／kW | 30,000円／kW |
| 補助上限 | 90,000円 | 300,000円 |
| 補助件数 | 1,650件 | 5件 |

また、市が率先して再生可能エネルギーの導入を推進していくため、市施設に太陽光発電システムを計画的に設置する。

カ 環境対応車普及促進対策補助事業

民間への環境対応車普及を促進し、大気汚染防止及び地球温暖化防止に寄与するため、天然ガストラック、ハイブリッドトラックを導入する事業者に補助金を交付する。

| | |
|------|-------------|
| 補助金額 | 10万円／1台 |
| 補助上限 | 1事業者当たり50万円 |
| 補助台数 | 20台 |

キ 地球温暖化対策市民・事業者協働事業

a グリーン電力証書購入事業

市内の住宅で生み出されるグリーン電力を、市の率先行動として、かごしま環境未来館等に導入することにより、同館等からの温室効果ガスの削減を図る。

b 省エネ運転制御機器設置補助

省エネ運転制御機器（空調機器等を自動的に制御し、省エネルギー化を図ることができる機能をもつ機器）を設置する事業所に対し設置費用の一部を補助する。

ク バイオガス施設整備事業

循環型社会及び低炭素社会の構築を推進するため、生ごみや下水汚泥等からバイオガスを発生させる施設の詳細検討を行う。

ケ コミュニティサイクル導入検討事業

複数のサイクルポート（自転車貸出拠点）を配置し、どのサイクルポートでも貸出・返却ができるコミュニティサイクルの導入検討を行う。

コ 再生可能エネルギー導入促進事業

再生可能エネルギーの導入促進を図るため、産学官連携による調査・研究を行う。

⑧ 環境管理の導入促進

環境管理事業所の認定

環境への負荷を低減する事業所の自主的取り組みを促進するため、適正に環境管理を行っている事業所を「環境管理事業所」として認定している。

認定事業所数 454事業所 (平成25. 4. 1 現在)

⑨ 環境保全意識の高揚

ア 環境フェスタかごしまの開催 (平成14年度から実施)

市民や事業者に環境問題に対する関心や意識を高めてもらうとともに、主体的な環境保全の行動を促進することを目的に、市民等と協力・連携してイベントを開催する。

イ 地球温暖化防止のための広報啓発

かんきょう家計簿の配布やエコワット (簡易型電力量表示器) の無料貸し出し、地球温暖化防止月間 (12月) における啓発用懸垂幕の掲出など、地球温暖化防止の広報・啓発を行う。

ウ 学校版環境 I S O 認定事業

平成17年度に創設した学校版環境 I S O 認定制度に基づき、環境保全や資源の有効利用、環境負荷の低減など、環境にやさしい学校づくりに取り組む学校を認定している。認定校数 鹿児島市立全小中学校117校 (平成25. 4. 1 現在)

エ エコライフファミリー事業

地球温暖化について市民の意識啓発を図るため、家族で電気、ガス、水道使用量の節減などを通して、温室効果ガス排出量の削減に取り組んでもらう。

オ 石けん展示コーナーの設置

河川の生物にやさしく、川の浄化作用を損なわない石けんの使用を促進するため、石けん展示コーナーを設置している。

カ 環境科学教室等の開催

河川愛護・浄化意識の啓発を図るため、各種イベントにおける環境科学教室や市民の要望による水辺教室を開催している。

キ パンフレットの配布

騒音防止や河川浄化のため、「建設工事をされるみなさまへ」や「川はともだち」などのパンフレットを、機会をとらえて市民・事業者に配布している。

⑩ 公害の現況

ア 監視体制

（平成24年度）

| | | |
|-------|------------|--|
| 大気汚染 | 環境大気常時監視 | <ul style="list-style-type: none"> ○一般環境大気測定局（7局） <ul style="list-style-type: none"> ・測定項目……二酸化硫黄，浮遊粒子状物質，二酸化窒素，光化学オキシダント，微小粒子状物質，風向・風速等 ・方式……24時間自動測定テレメーター方式 ※7局のうち桜島支所局，赤水局，喜入局の3局は平成17年4月1日に鹿児島県から移管された。 ○自動車排出ガス測定局（1局） <ul style="list-style-type: none"> ・測定項目……一酸化炭素，二酸化窒素，微小粒子状物質等 ・方式……24時間自動測定テレメーター方式 |
| | 大気汚染物質の視 | <ul style="list-style-type: none"> ・有害大気汚染物質モニタリング調査の実施（1地点） ・ダイオキシン類の大気環境調査（4地点） ・降下ばいじん調査……8地点 ・自動車排出ガス調査……12交差点の65地点 ・酸性雨調査……2地点 |
| | 事業所監視 | <ul style="list-style-type: none"> ・ばい煙発生施設の立入検査（33事業所） ・ばい煙発生施設の濃度測定（4施設） ・ばい煙量等の濃度測定の結果徴収（173件） ・ダイオキシン類の排出口調査（15事業所） |
| 悪臭 | 事業所監視 | <ul style="list-style-type: none"> ・立入調査（4事業所） |
| 騒音・振動 | 交通騒音・振動の監視 | <ul style="list-style-type: none"> ・自動車騒音調査……市内幹線道路（8地点） |
| | 騒音・振動の監視 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定建設作業の届出受付指導（463件） ・建設作業の立入検査（39件） |
| 水質 | 公共用水域常時監視 | <ul style="list-style-type: none"> ・河川環境基準監視……6河川（稲荷川，甲突川，新川，脇田川，永田川，和田川）15地点（基準点…9，補助地点…6） ・一般環境調査……一般河川環境調査 14地点 鹿児島湾海域調査 8地点 錫山調査 4地点 ・水質・土壌ダイオキシン類調査 河川水質3地点，河川底質3地点，地下水4地点，土壌6地点 |
| | 事業場監視 | <ul style="list-style-type: none"> ・水濁法監視対象事業場……93事業場 |
| 濁 | 化学物質汚染監視 | <ul style="list-style-type: none"> ・ゴルフ場農業排水調査……4ゴルフ場 ・地下水質監視……112井戸 ・ダイオキシン類の排水監視…1事業場 |
| 地盤沈下 | 地盤沈下量の観測 | <ul style="list-style-type: none"> ・水準測量による地盤沈下量の観測……11カ所の水準基標で3年ごとに1級水準測量を実施 |

イ 大気汚染

8測定局において，大気汚染の常時監視を行っている。平成24年度は，有村局・黒神局・赤水局の二酸化硫黄（SO₂），赤水局の浮遊粒子状物質（SPM），市役所局・谷山支所局・喜入局のオキシダント（Ox），市役所局・谷山支所局・鴨池局の微小粒子状物質（PM_{2.5}）が環境基準非達成であった。

大気に係る環境基準達成状況

(平成24年度)

| 大 気 汚 染 測 定 局 | | 大 気 汚 染 物 質 | | | | | |
|---------------|-----------|-----------------|-----|----------------|-----------------|----|-------|
| | | SO ₂ | SPM | O _x | NO ₂ | CO | PM2.5 |
| 一 般 環 境 | 市 役 所 局 | ○ | ○ | × | ○ | - | × |
| | 谷 山 支 所 局 | ○ | ○ | × | ○ | - | × |
| | 有 村 局 | × | ○ | - | - | - | - |
| | 黒 神 局 | × | ○ | - | - | - | - |
| | 桜 島 支 所 局 | ○ | ○ | - | - | - | - |
| | 赤 水 局 | × | × | - | - | - | - |
| | 喜 入 局 | ○ | ○ | × | ○ | - | - |
| 自動車排出ガス | 鴨 池 局 | ○ | ○ | - | ○ | ○ | × |

○：環境基準達成 ×：環境基準非達成 -：測定なし

ウ 悪 臭

立入調査（4事業所）を実施し、悪臭の測定（臭気指数：22検体）を行った。

エ 騒音・振動

自動車騒音調査のほか、特定建設作業の届出受付指導（463件）及び騒音・振動防止の指導を行った。

a 自動車騒音調査

8地点で24時間測定を実施した。国道10（吉野町）を除く7地点で要請限度数値内であった。

| | | |
|-----|------|---|
| 国 道 | 4 地点 | 3号（小山田町），10号（吉野町），224号（桜島赤水町），226号（喜入町） |
| 県 道 | 4 地点 | 鹿児島川辺線（下福元町），鹿児島東市来線（田上町），桜島港黒神線（桜島小池町），徳重横井鹿児島線（石谷町） |
| 市 道 | 0 地点 | |

b 環境基準達成状況

119区間で面的評価を実施。対象戸数の95.0%が昼夜共環境基準値以下であった。

オ 水質汚濁

6つの二級河川の9環境基準点で毎月河川の水質調査を行っている。

平成24年度は、人の健康の保護に関する項目及び生活環境項目のBODについて、全地点で環境基準を達成した。

a 河川の水質状況

(平成24年度) (単位：mg / l)

| 河 川 名 | 採 水 地 点 | B O D の 環境基準値 | B O D の75% 値 | | | 24 年 度 達成状況 |
|-------|-----------|------------------|--------------|------|------|----------------|
| | | | 22年度 | 23年度 | 24年度 | |
| 稲 荷 川 | 水 車 入 口 橋 | 2 以下 | 1.3 | 1.2 | 1.2 | ○ |
| | 黒 葛 原 橋 | 3 ヶ | 1.2 | 1.1 | 0.9 | ○ |
| 甲 突 川 | 河 頭 大 橋 | 2 ヶ | 0.5 | 0.9 | 0.7 | ○ |
| | 岩 崎 橋 | 2 ヶ | 0.5 | 0.6 | 0.7 | ○ |

| 河川名 | 採水地点 | BODの環境基準値 | BODの75%値 | | | 24年度達成状況 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--------|-----------|------------------------------------|--------|------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|-----|-----|------|-----|-----|----|--------|--|----|----|----|---|----|---|---|---|-----|--------|--|----|----|----|---|----|---|---|---|-----|--------|--|----|----|----|----|----|---|---|---|-----|--------|--|---|----|----|----|----|---|---|---|-----|--------|--|----|----|----|---|----|---|---|---|-----|
| | | | 22年度 | 23年度 | 24年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 甲突川 | 松方橋 | 2々 | 0.5 | 0.9 | 0.6 | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 新川 | 第二鶴ヶ崎橋 | 3々 | 0.8 | 1.1 | 1.2 | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 脇田川 | 南田橋 | 3々 | 0.7 | 0.8 | 0.7 | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 永田川 | 新永田橋 | 3々 | 1.7 | 2.7 | 1.6 | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 和田川 | 潮見橋 | 3々 | 0.8 | 0.9 | 0.7 | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| b 事業場等監視状況 (平成24年度) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特定事業場等の規制・指導 | | | 立入回数 延べ 162回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| c 化学物質汚染監視状況 (平成24年度) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地下水・ゴルフ場関連水質調査 | | | 地下水質監視調査 112井戸 ゴルフ場農薬排水調査 4ゴルフ場 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>カ 地盤沈下 地盤沈下は、前回調査時と比較して特に目立った変化はない。</p> <p>キ 開発行為等公害防止事前協議 昭和52年度から、開発行為、建築許可、土地売買、建築確認等について公害防止事前協議を行っている。 開発行為等公害防止事前協議の状況（件数）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>319</td> <td>317</td> <td>314</td> <td>342</td> <td>399</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 319 | 317 | 314 | 342 | 399 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 319 | 317 | 314 | 342 | 399 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>ク 公害苦情 近年公害苦情は、工場等からのいわゆる産業型公害に対するものが減少し、悪臭、騒音等の都市・生活型公害に対するものの割合が多くなっている。 公害苦情の状況（件数）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>分類</th> <th>大汚染</th> <th>気汚染</th> <th>水質汚濁</th> <th>騒音</th> <th>振動</th> <th>悪臭</th> <th>土壌汚染</th> <th>地下水</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td></td> <td>21</td> <td>51</td> <td>70</td> <td>6</td> <td>88</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td></td> <td>13</td> <td>44</td> <td>69</td> <td>8</td> <td>73</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td></td> <td>18</td> <td>49</td> <td>85</td> <td>22</td> <td>51</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>231</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td></td> <td>8</td> <td>32</td> <td>71</td> <td>10</td> <td>52</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>175</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td></td> <td>16</td> <td>42</td> <td>74</td> <td>9</td> <td>48</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>196</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | | 年度 | 分類 | 大汚染 | 気汚染 | 水質汚濁 | 騒音 | 振動 | 悪臭 | 土壌汚染 | 地下水 | その他 | 合計 | 平成20年度 | | 21 | 51 | 70 | 6 | 88 | 0 | 1 | 3 | 240 | 平成21年度 | | 13 | 44 | 69 | 8 | 73 | 0 | 1 | 2 | 210 | 平成22年度 | | 18 | 49 | 85 | 22 | 51 | 0 | 1 | 5 | 231 | 平成23年度 | | 8 | 32 | 71 | 10 | 52 | 0 | 1 | 1 | 175 | 平成24年度 | | 16 | 42 | 74 | 9 | 48 | 0 | 1 | 6 | 196 |
| 年度 | 分類 | 大汚染 | 気汚染 | 水質汚濁 | 騒音 | 振動 | 悪臭 | 土壌汚染 | 地下水 | その他 | 合計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成20年度 | | 21 | 51 | 70 | 6 | 88 | 0 | 1 | 3 | 240 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成21年度 | | 13 | 44 | 69 | 8 | 73 | 0 | 1 | 2 | 210 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成22年度 | | 18 | 49 | 85 | 22 | 51 | 0 | 1 | 5 | 231 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成23年度 | | 8 | 32 | 71 | 10 | 52 | 0 | 1 | 1 | 175 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成24年度 | | 16 | 42 | 74 | 9 | 48 | 0 | 1 | 6 | 196 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(2) 自然環境の保全

本市の貴重な財産である自然緑地等の保全をはじめ、自然とのふれあいの増進、自然愛護思想の普及・高揚に努めている。

① 自然遊歩道の指定

ア 自然遊歩道

自然とのふれあいを促進し、人と自然との共生に関する意識の高揚を図るため、自然遊歩道を指定している。

| コース名称 | 主な所在地 | 開設年月日 | コース全長 |
|-----------------------|-------|--------------|------------|
| 三重岳自然遊歩道 (皆与志コース) | 皆与志町 | 昭和47. 4. 29 | 山頂まで約4 km |
| 三重岳自然遊歩道 (南方コース) | 川田町 | 平成21. 5. 30 | 山頂まで約4.5km |
| 牟礼岡自然遊歩道 | 宮之浦町 | 平成18. 4. 22 | 全長約2.6km |
| 寺山自然遊歩道 | 吉野町 | 昭和48. 12. 16 | 全長約2.5km |
| 城山自然遊歩道 | 城山町 | 昭和47. 12. 16 | 全長約2 km |
| 慈眼寺自然遊歩道 | 下福元町 | 昭和47. 5. 28 | 全長約3 km |
| 錫山自然遊歩道 | 下福元町 | 昭和51. 3. 28 | 全長約15km |
| 烏帽子岳自然遊歩道 (登山コース) | 平川町 | 昭和47. 10. 10 | 山頂まで約4.5km |
| 烏帽子岳自然遊歩道 (平川動物公園コース) | 平川町 | 昭和49. 11. 24 | 山頂まで約8.4km |

イ 自然遊歩道協力員

自然遊歩道の適正かつ効果的な利用を促進するため、自然遊歩道協力員を配置している。

平成25. 4. 1 現在 9人

② 保存樹等及び自然環境保護地区の指定

「鹿児島市保存樹等及び自然環境保護地区に関する条例」の規定に基づき、市民に親しまれ、指定の要件を満たす樹木又は樹林を保存樹又は保存樹林に、良好な自然環境を有し、保護を必要とする地区を自然環境保護地区に指定している。

(平成25. 4. 1 現在)

| 自然環境保護地区等 | 所在地等 | 指定年月日 | 面積等 |
|-----------|----------------------------|-----------------------------|-----------------------|
| 自然環境保護地区 | 玉里町3385番1外 下伊敷二丁目2948番外 | 昭和49. 3. 20 昭和50. 12. 20 | 17,621.93㎡ 23,025㎡ |
| 保存樹 | - | - | 42本 |
| 保存樹林 | - | - | 12カ所 |

③ 野鳥の森の設置

野鳥類の生息する環境を保持し、野鳥を愛護する意識の高揚を図るため野鳥の森を設置している。

設置年月日：昭和48. 11. 28 所在地：長田町城山団地隣接地

面積：2,199㎡

④ 鳥獣の捕獲許可及び飼養登録等の事務

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、鳥獣（愛がん目的）の飼養登録等に係る事務を行っている。

(3) 浄化槽整備補助事業

公共下水道の整備計画がない地域において、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、浄化槽を設置する者に補助金を交付している。昭和63年度に事業開始以来、平成24年度末で23,366基に補助を行っている。

【対象の建物】

- (1) 既存の住宅又は併設住宅（住宅部分の処理対象人員が1／2以上）
- (2) 既存の集会施設（地域の公民館等）

※新築（建て替えを含む）の建物は補助対象外

【補助金額】

| 人槽区分 (人槽) | 既設の単独処理浄化槽または 汲取り便槽から浄化槽へ設置 換えをする場合 (千円) |
|--------------|--|
| 5 | 532 |
| 6～7 | 614 |
| 8～10 | 748 |
| 11～20 | 827 |
| 21～30 | 1,181 |
| 31～50 | 1,558 |

2 環境衛生

本市の環境衛生については、鹿児島市衛生組織連合会（766団体で構成）、商店街、ボランティア団体等との連携を図りながら、まち美化の推進、そ族衛生害虫の駆除、克灰袋配布事業などきれいな住みよいまちづくりのための事業を行っている。

また平成16年10月に施行された「鹿児島市みんなでまちを美しくする条例」に基づき空き缶、吸い殻等の投棄、飼い犬のふんの放置等の防止について次のように具体的な施策を進め市民等及び事業者の意識の向上を図り、市民総参加による美しいまちづくりを進めている。

- ① たばこの吸い殻の投棄防止を重点的に推進する必要がある地区を地元通り会の協力を得て「路上禁煙地区」として指定し、周知・広報に努める。
- ② まち美化推進指導員による巡回パトロールを行い、まち美化に対する意識啓発を図りながら条例違反者等に対する指導・命令・過料の業務を行う。
- ③ 地域で自主的、継続的に清掃活動等を行う団体を「まち美化推進団体」として

認定し、清掃用具の支給などの必要な支援を行う。

- ④ 地域で自主的にまちの美化に係る啓発及び指導を行う人を鹿児島市まち美化地域指導員として認定し、啓発用具を支給する等、必要な支援を行う。

北部、南部の両斎場は、施設の適切な維持管理及び円滑な運営が図られるように努めている。

市営墓地、共同墓地については、墓参者の利便性を図るため、施設改良や環境整備の推進に努めている。

(1) 市衛生組織連合会

設立目的：各衛生組織相互の連絡協調を図るとともに、その健全なる発展を促進し、市民の自主的実践活動を活発にし、もって公衆衛生及び生活環境の改善向上を期することを目的とする。

組織・機構：市衛生組織連合会（平成17. 4. 1 発足）

各衛生組織をもって構成する。

会 長 1 人 副会長 3 人

理 事 79 人 監 事 4 人

団体数 766 団体（平成25. 4. 1 現在）

世帯数 150,167 世帯（平成25. 4. 1 現在）

総世帯数に対する割合 55.8%（平成25. 4. 1 現在）

(注) 理事には、正副会長を含む

市 費 補 助：平成25年度予算 11,600 千円

(2) 斎 場

| 区 分 | 北 部 斎 場 | 南 部 斎 場 |
|----------|--|--|
| 設 置 | 昭和63年11月1日 | 平成4年2月1日 |
| 所 在 地 | 小山田町6075番地 | 上福元町6945番地の1 |
| 敷地及び建物 | 敷地 69,937 m ² 建物面積 4,205.96m ² | 敷地 12,018 m ² 建物面積 3,526.58m ² |
| 施 設 | 火葬棟 (火葬炉13基〔大型炉2基、標準炉10基、その他1基、燃料は白灯油〕、炉前ホール、中央監視室、収骨室等) 待合棟 (待合室、湯沸室、事務室等) 斎場棟 (式場、控室等) その他 (キャノピー、霊灰塔等) | 1 階 (火葬炉8基〔大型炉4基、標準炉4基、燃料は白灯油〕、炉前ホール、中央監視室、収骨室、事務室等) 2 階 (待合室、湯沸室等) その他 (キャノピー、霊灰塔等) |
| 24年度火葬件数 | 3,135 | 2,705 |

(3) 墓 地

墓地面積 (墓園を含む)

(平成25. 4. 1 現在)

| 市 営 墓 地 | 共 同 墓 地 | そ の 他 | 計 |
|-----------------|-----------------------|-----------------|--------------------|
| 462,098㎡ (18カ所) | 357,965㎡ (642カ所) ※ | 268,586㎡ (21カ所) | 1,088,649㎡ (681カ所) |

※共同墓地面積は登記簿等で確定している墓地のみ。

市営墓地使用許可件数 (平成24年度) 141 件 906.58㎡

市営納骨堂使用許可件数 (平成24年度) 3 件

墓地使用料 (施行日 平成21. 6. 1)

「墓地」 (1㎡ 当たり)

| | |
|---------|----------|
| 武岡墓地 | 7 万円 |
| 興国寺墓地 | 3 万 9 千円 |
| 草牟田墓地 | 5 万 3 千円 |
| 露重墓地 | 4 万 5 千円 |
| 郡元墓地 | 4 万 5 千円 |
| 平原墓地 | 8 万 5 千円 |
| 坂元墓地 | 4 万 5 千円 |
| 唐湊墓地 | 4 万 2 千円 |
| 宇宿墓地 | 5 万 2 千円 |
| 永吉墓地 | 6 万 5 千円 |
| 別ヶ迫墓地 | 2 万 3 千円 |
| 原良墓地 | 4 万 4 千円 |
| 万田ヶ宇都墓地 | 3 万 8 千円 |
| 高免墓地 | 2 千円 |
| 古里墓地 | 5 千円 |

(4) 墓 園

○川上墓園

所在地 川上町471番地

面積 24,595.27㎡

墓所区画 2,400区画

使用料 320,000円 (5㎡)
(芝生墓所は380,000円)

供用開始 昭和58年2月1日

○星ヶ峯墓園

所在地 五ヶ別府町1789番地 2

面積 47,709㎡

墓所区画 3,351区画

使用料 420,000円 (6㎡)

供用開始 昭和61年3月1日

(5) 納骨堂

○小松原納骨堂

所在地 小松原二丁目32番3号
敷地面積 842.67㎡
建物面積 440㎡
祭壇数 450壇
使用料 160,000円
供用開始 昭和50年8月6日

○東谷山納骨堂

所在地 東谷山一丁目66番3号
敷地面積 955.75㎡
建物面積 534.48㎡
祭壇数 432壇
使用料 305,000円
供用開始 昭和62年8月7日

3 清 掃

本市の清掃行政は、平成22年3月に策定した「一般廃棄物処理基本計画」の「ごみの発生抑制を主体とした三者協働による循環型社会の構築」を基本理念として、「市民・事業者・市が連携した3R（※）運動の推進」と「ごみの減量化及び資源化の推進・拡充」に向けての取り組みを行っている。

また、廃棄物の適正処理を推進するため、一般廃棄物・産業廃棄物処理業の許可及び処理施設の設置許可並びに指導監督を行なうとともに、不法投棄・野外焼却等の不適正処理を防止するためパトロール等を行っている。

※3R = Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の3つの頭文字をとったもの。

(1) 清掃事業審議会

「鹿児島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の規定に基づき、清掃事業の円滑な運営と健全な進展を図るため、鹿児島市清掃事業審議会を設置している。

審議会の委員は、学識経験者、公募委員等15人で構成。

(2) ごみ処理

① 平成24年度ごみ・資源物量

(単位：t)

| 区 分 | 計 画 収 集 | | | 直接搬入 | 合 計 | 構成比 | |
|-------------|-----------------------|--------|---------|---------|---------|---------|--------|
| | 直 営 | 委 託 | 小 計 | | | | |
| ご み | もやせるごみ | 68,235 | 54,163 | 122,398 | 61,803 | 184,201 | 82.10% |
| | もやせないごみ | 2,987 | 2,568 | 5,555 | 1,867 | 7,422 | 3.31% |
| | 粗 大 ご み | 723 | 0 | 723 | 2,784 | 3,507 | 1.56% |
| | 小 計 | 71,945 | 56,731 | 128,676 | 66,454 | 195,130 | 86.97% |
| 資 源 物 | 缶・びん、ペットボトル | 4,248 | 3,429 | 7,677 | 1,784 | 9,461 | 4.22% |
| | 古 紙 類 | 6,217 | 10,011 | 16,228 | 0 | 16,228 | 7.23% |
| | プラスチック容器類 | 1,804 | 1,326 | 3,130 | 7 | 3,137 | 1.40% |
| | 電球・蛍光灯、 乾電池、スプレー缶類 | 397 | 0 | 397 | 0 | 397 | 0.18% |
| | 小 計 | 12,666 | 14,766 | 27,432 | 1,791 | 29,223 | 13.03% |
| 排 出 量 合 計 | 84,611 | 71,497 | 156,108 | 68,245 | 224,353 | 100.00% | |

(注) ア 計画収集は、一般家庭(268,890世帯607,203人)及び粗大ごみ収集にかか
るもの。(世帯数及び人口は平成24.10.1現在)

イ 計画収集は、もやせるごみ週2回、もやせないごみ月2回、缶・びん、
ペットボトル月2～3回、古紙類週1回、衣類月2回、プラスチック容器
類週1回、電球・蛍光灯、乾電池、スプレー缶類月1回の収集。

ウ 直接搬入には、許可業者の搬入を含む。

② 人員及び機材(計画収集分)

(平成25.4.1現在)

| | | | |
|-----|-----------|---------|-----|
| 直 営 | 165人 | 機 材(車両) | 58台 |
| 委 託 | 27業者 141人 | 機 材(車両) | 47台 |

③ 清掃事務所、ごみ処理施設及び資源化施設の概要

ア 清掃事務所

(平成25.4.1現在)

| 名 称 | 所在地 | 敷地面積 | 建物面積 | 建物構造 | 完成年月 |
|----------------------|----------------|------------|-----------|------------------------|--------|
| 鹿 児 島 市 清 掃 事 務 所 | 犬迫町 11918番地 | 14,177.00㎡ | 4,148.00㎡ | 鉄筋コンクリート造 2 階 建 ほ か | 昭和56.7 |

イ 焼却施設

(平成25.4.1現在)

| | | |
|---------|-------------|-------------|
| 施 設 名 | 北 部 清 掃 工 場 | 南 部 清 掃 工 場 |
| 所 在 地 | 犬迫町11900番地 | 谷山港三丁目3番地3 |
| 完 成 | 平成19年3月 | 平成6年3月 |
| 敷 地 面 積 | 51,600㎡ | 30,300.29㎡ |

| 施設名 | 北部清掃工場 | | 南部清掃工場 | | |
|--|---|--------------------------------|---|------------|--------------|
| 建物面積 | ごみ焼却棟 27,412.76㎡ 粗大ごみ処理棟 5,700.97㎡ (内 管理事務所 1,712.514㎡) その他建物 508.6㎡ | | 工場棟 9,502.84㎡ 管理棟 1,703.28㎡ その他建物 799.05㎡ | | |
| 型式 | ストーカ式連続燃焼式焼却炉 | | ストーカ式連続燃焼式焼却炉 | | |
| 公称能力 | 焼却 265 t / 日 × 2 基 | | 150 t / 日 × 2 基 | | |
| 建設費 | 21,209,698千円 | | 11,048,042千円 | | |
| 平成24年度処理量 | 120,233.76 (t) | | 68,680.65 (t) | | |
| ウ 埋立処分場 | | (平成25. 4. 1 現在) | | | |
| 施設名 | 所在地 | 開設年月日 | 埋立面積 | 埋立可能容量 | 埋立終了 予定年度 |
| 横井埋立処分場 | 犬迫町11900番地 | 昭和61. 9. 1 | 183,300㎡ | 5,008,000㎡ | 平成39年度 |
| ○ 平成24年度処分量 35,310.22 (t) | | | | | |
| エ 資源化施設 | | (平成25. 4. 1 現在) | | | |
| 施設名 | 鹿児島市リサイクルプラザ | | | | |
| 所在地 | 鹿児島市犬迫町11900番地 (北部清掃工場敷地内) | | | | |
| 完成 | 平成14年3月竣工 | | | | |
| 建物面積 | 本館 6,142.14㎡ 1号棟 420.54㎡ | 2号棟 2,397.21㎡ 3号棟 1,937.32㎡ | | | |
| 機能 | 本館 缶・びん・ペットボトルの選別・圧縮・保管 啓発施設 (学習室・展示室・見学コース) 1号棟 紙パックの選別・圧縮・保管 2号棟 缶・ペットボトルの成形品の保管 プラスチック容器類の選別・圧縮・保管 3号棟 缶・びん・ペットボトルの選別・圧縮・保管 | | | | |
| 処理能力 | 99 t / 5 h (内訳) 本館 缶・びん・ペットボトル 33 t / 5 h 1号棟 紙パック 2 t / 5 h 2号棟 プラスチック容器類 26 t / 5 h 3号棟 缶・びん・ペットボトル 38 t / 5 h | | | | |
| 平成24年度処理量 | 12,598.32 t | | | | |
| 施設概要 | 缶・びん・ペットボトル・紙パック及びプラスチック容器類の選別・圧縮処理を行う施設。また、本館には学習室、展示室などを設け、ごみの減量化・資源化についての市民の意識向上を図る啓発機能を備えている。 | | | | |
| ④ ごみ処分手数料 ・家庭系一般廃棄物 (し尿及び浄化槽等の汚泥を除く。) 100キログラムを超える10キログラムにつき 70円 (※100キログラム以下の場合は無料) ただし、10キログラムに満たないものは、10キログラムとみなす。 ・事業系一般廃棄物 (し尿及び浄化槽等の汚泥を除く。) | | | | | |

10キログラムにつき 70円

ただし、10キログラムに満たないものは、10キログラムとみなす。

・資源化施設に搬入する場合は無料とする。

⑤ 粗大ごみ処理手数料（平成23. 10. 1～）

「粗大ごみ」とは、一般家庭の日常生活に伴って生ずる耐久消費財その他の固形の廃棄物（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項に規定する特定家庭用機器及び市長が別に定めるものを除く。）であって、その最大の辺又は径がおおむね50センチメートル以上200センチメートル以下であり、かつ、重量がおおむね60キログラム以下であるもの及び市長が特に認めるものをいう。

・平均的な重量が30キログラム未満のものとして市長が定めるもの

1個又は1組につき 350円

・平均的な重量が30キログラム以上のものとして市長が定めるもの

1個又は1組につき 700円

(3) し尿処理

① 平成24年度し尿処理実績

| | 処 理 量 (t) |
|-----------|-----------|
| し 尿 | 16,589.70 |
| 浄 化 槽 汚 泥 | 67,199.57 |
| 計 | 83,789.27 |

② 収集形態

し尿は（公財）鹿児島市衛生公社及び民間の許可業者が、浄化槽汚泥は民間の許可業者が収集を行う。

③ 平成24年度末における処理人口

| 区 分 | 人 口 |
|--------|----------|
| し尿くみ取り | 22,570人 |
| 浄 化 槽 | 114,162人 |

④ 人員及び車両（バキューム車）

（平成25. 4. 1現在）

| 区 分 | 人 員 | 車 両 | | | | | | 合計 |
|---------------|------|-------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------|------|
| | | 10,100 ～9,000ℓ | 7,200 ～4,500ℓ | 3,800 ～3,000ℓ | 2,900 ～2,700ℓ | 2,000 ～1,800ℓ | 350ℓ | |
| 鹿児島市衛生公社 | 23人 | 2 | 0 | 5 | 1 | 4 | 1 | 13台 |
| 許可業者 (15社) | 250人 | 16 | 10 | 64 | 11 | 4 | 1 | 106台 |

⑤ し尿処理施設の概要

(平成25. 4. 1 現在)

| | |
|-----------|---|
| 名 称 | 衛生処理センター |
| 所 在 地 | 谷山港三丁目2番地1 |
| 完 成 | 平成13年3月 |
| 敷 地 面 積 | 5,755.33㎡ |
| 建 物 面 積 | 1,744.66㎡ |
| 方 式 | 前処理後固液分離下水道投入 |
| 計 画 処 理 量 | し 尿 70kl/日 (365日平均) 浄化槽汚泥 100kl/日 (365日平均) |

⑥ し尿処理手数料等

ア し尿処理手数料

(平成13. 7. 1 改定)

| 区 分 | 手 数 料 | 備 考 |
|--|--|---|
| 定額制 一般家庭(月1回を超えてくみ取るものを除く。)及びこれに準ずるもの | 1人1月につき380円 | 従量制の範囲 商店等の事業所, 生花, 書道等の塾, 雨水, 湧水などの混入が著しく多いもの |
| 従量制 定額制以外のもの | 18ℓにつき170円 ただし, 18ℓに満たないものは18ℓとみなす。 | |
| 臨時収集加算金 従量制において臨時にくみ取る場合に, 従量制の手数料に加算するもの | 1回につき2,300円 | 工事現場, 催物, 大会等のため, 一時的に設置された仮設トイレ |

イ 浄化槽汚泥等処分手数料

(平成16. 11. 1 改定)

| 区 分 | 手 数 料 |
|-----------------------------|--|
| 市長の許可を受けて自ら市長の指定する施設に投入するもの | 18キログラムにつき2円 ただし, 18キログラムに満たないものは, 18キログラムとみなす。 |

(4) ごみの減量化・資源化に関する事業

ごみの減量化・資源化の推進にあたっては, これまで順次分別収集品目を増やし, 15分別16品目資源化の体制を確立するとともに, 市民意識の啓発, 補助金制度による市民の自主的活動の促進及び事業所ごみ対策を主軸に諸施策を展開してきた。

生産, 流通, 消費から処分までのすべての段階において, 市民・事業者・市がそれぞれの立場で責務と役割を果たし, 一体となつてごみの発生抑制(リデュース), 再使用(リユース), 再生利用(リサイクル)のいわゆる3R(スリーアール)に取り組みとともに, ごみの減量化・資源化を推進するため, 次の施策を展開している。

主な事業

- ① 古紙類対策
 - ・分別収集の実施
 - ・資源物回収活動補助
- ② 生ごみ対策
 - ・生ごみ処理機器設置費補助
- ③ 容器包装ごみ対策
 - ・分別収集の実施
 - ・市民への広報・啓発
- ④ 庁内の率先行動
 - ・庁内ごみの分別の徹底
- ⑤ 市民意識の啓発
 - ・ごみ出しマナーの啓発（ごみ出しカレンダーの作成・配付など）
 - ・ごみの減量化・資源化とまち美化児童作品コンクール
 - ・市政出前トーク
 - ・フリーマーケット等の開催情報の提供など
 - ・ごみの3 R教室こども出前塾事業
 - ・リサイクル工房の運営
 - ・リユース・リサイクルショップの運営
 - ・かごしま環境未来館での3 R啓発
 - ・ごみステーション整備費補助
 - ・「親子で学ぼうごみのリサイクル」の実施
 - ・廃棄物適正処理リーフレットの配布
 - ・まち美化支援事業

市民団体がボランティアで行う地域美化活動（清掃活動）で集めたごみを、市が収集・運搬し処理することにより、市民の自発的なまち美化を促進し、ごみ問題及びまち美化に対する啓発高揚を図る。

⑥ 補助事業の推進

ア 生ごみ処理機器設置費補助（再掲）

生ごみ堆肥化容器1基につき3,000円を限度に、購入価格の2分の1以内の額を補助する。ただし、補助対象となる容器は、1世帯につき2基までとする。

電気式生ごみ処理機1基につき、30,000円を限度に、購入価格の2分の1以内の額を補助する。ただし、補助対象は、1世帯につき1基とする。

イ 資源物回収活動補助（再掲）

a 回収量による補助金

| | | | | | |
|------|-------|-------|-------|------|-------|
| 古紙類 | 6円/kg | 金属類 | 3円/kg | 廃食用油 | 30円/ℓ |
| 古繊維類 | 3円/kg | 空きびん類 | 3円/本 | | |

品目別回収量に上記単価を乗じた額

b 実施回数による補助金

年額15,000円を限度に、2回目以降の実施回数に3,000円を乗じた額
 (実施回数 - 1回) × 3,000円/回

ウ ごみステーション整備費補助（再掲）

ボックス型のごみステーションを整備した場合に、経費の2分の1以内で、5万円を限度として補助する。

(5) 廃棄物の適正処理に関する事業

① 資源物等収集適正化推進事業

ごみ及び資源物のごみステーションからの持去り行為を未然に防止するため、持去り行為を条例で規制し、指導監督を行うため指導員を配置している。
 (嘱託職員4名)

② 廃棄物監視指導員設置事業

不法投棄や野外焼却の早期発見と早期対処を行うため、監視パトロールを実施するとともに、産業廃棄物処理施設及び自動車リサイクル法関係事業所への立入指導を行い、不適正処理の未然防止を図るため指導員を配置している。
 (嘱託職員4名)

③ 産業廃棄物処理施設排水水質監視

産業廃棄物処理施設等（最終処分場）からの排水の水質を定期的に検査し、施設の適正な維持管理について確認を行っている。

(6) 許可・登録

① 一般廃棄物

- ア 一般廃棄物収集運搬業許可
- イ 一般廃棄物処分業許可
- ウ 一般廃棄物処理施設設置許可 など

② 産業廃棄物

- ア 産業廃棄物収集運搬業許可
- イ 産業廃棄物処分業許可
- ウ 産業廃棄物処理施設設置許可 など

③ その他

- ア 使用済自動車の引取業者登録
- イ 使用済自動車のフロン類回収業者登録
- ウ 使用済自動車の解体業許可
- エ 使用済自動車の破碎業許可 など

<メ モ>